



2024年12月5日

各 位

会 社 名 株式会社 鉄人化ホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 根来 拓也
 (証券コード2404 スタンダード)
 問合せ先 常務取締役 管理本部長 浦野 敏男
 (TEL 03-3793-5111)

第三者割当による第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権 (固定行使価額型) の払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年11月15日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当の方法による第14回新株予約権(以下、「本第14回新株予約権」といいます。)、第15回新株予約権(以下、「本第15回新株予約権」といいます。)、及び第16回新株予約権(以下、「本第16回新株予約権」といい、本第14回新株予約権、本第15回新株予約権及び本第16回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、本日、割当先であるLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下、「LCAO」といいます。)及びMAP246 Segregated Portfolio(以下、「MAP246」といい、LCAO及びMAP246を個別に又は総称して、以下、「割当先」といいます。)との間で本新株予約権に係る総数引受契約(以下、「本新株予約権引受契約」といいます。)を締結し、払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細につきましては、2024年11月15日に公表いたしました「第三者割当による第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権(固定行使価額型)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2024年12月5日
(2) 発行新株予約権数	14,000個 本第14回新株予約権 700個 本第15回新株予約権 7,000個 本第16回新株予約権 6,300個
(3) 発行価額	総額3,390,800円 (本第14回新株予約権1個につき554円、本第15回新株予約権1個につき276円、本第16回新株予約権1個につき170円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,400,000株(新株予約権1個につき100株) 本第14回新株予約権 70,000株 本第15回新株予約権 700,000株 本第16回新株予約権 630,000株
(5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	859,210,800円(差引手取金概算額:845,105,363円) (内訳) 本第14回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 387,800円 新株予約権行使による調達額: 29,820,000円

	<p>本第 15 回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 1,932,000 円 新株予約権行使による調達額：385,000,000 円</p> <p>本第 16 回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 1,071,000 円 新株予約権行使による調達額：441,000,000 円</p> <p>差引手取金概算額は、本新株予約権が全て行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、減少する可能性があります。</p>
(6) 行 使 価 額	<p>本第 14 回新株予約権 426 円 本第 15 回新株予約権 550 円 本第 16 回新株予約権 700 円</p> <p>本新株予約権は、いずれも行使期間中に行使価額の修正は行われません（固定行使価額型）。</p>
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>本第 14 回新株予約権 LCAO 560 個 MAP246 140 個</p> <p>本第 15 回新株予約権 LCAO 5,600 個 MAP246 1,400 個</p> <p>本第 16 回新株予約権 LCAO 5,040 個 MAP246 1,260 個</p>
(8) 新株予約権の行使期間	<p>2024 年 12 月 6 日から 2027 年 12 月 6 日までとします。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とします。</p>
(9) そ の 他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権引受契約を締結しております。</p> <p>本新株予約権引受契約においては、割当先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が規定されております。</p>

以 上